

平成27年9月定例会 総務委員会（付託）

平成27年9月30日（水）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岸本委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があれば、それを受けることにいたします。

【報告事項】

- セクハラ事案に係る処分等の実施結果について

増田警務部長

私からは、幹部警察官によるセクハラ事案の発生及びその処分につきまして、御報告させていただきます。

事案は、警察署勤務の40歳代の警部が、平成26年5月頃から平成27年1月頃までの間に、女性職員に対して複数回にわたり不適切な性的言動をしたというものです。当該警部につきましては、9月18日、停職6月の懲戒処分としました。同人は、同日付で依願退職しました。

組織を挙げてハラスメントの防止等に関する対策を推し進めている中で、自ら範を示し、部下職員を指導すべき立場にある幹部警察官が、このような事案を起こしたことは誠に遺憾であります。今回の事案を受け、緊急に警察署の副署長及び本部所属の次長を招致し、ハラスメントの防止等に関する指示を行ったところです。

今後も、この種事案の再発防止に向け、幹部をはじめ全職員に対する職務倫理教養や身上把握及び指導を徹底するとともに、ハラスメントを許さない、また、相談しやすい職場環境づくりを一層推進してまいります。

岸本委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

中山委員

この総務委員会で何回も問いを続けておりますけれども、8月30日の徳島新聞の朝刊に公的施設跡地の塩漬け、徳島市内でかなりの面積、10万平方メートル以上の公的な土地が

塩漬けということが掲載されておりました。その中でも特に目立つのが、毎回よく出てくるんですけども、大原町の旧運転免許センター跡地の約32,482平方メートル、1万坪弱の土地がずっと塩漬けになったままだと思います。

確認したところ、去年6月の総務委員会でも同じ質問が出たと思いますが、その後、県警察としての動きというのはあるのでしょうか。

高橋拠点整備課長

旧免許センターの跡地に関する御質問です。委員から御指摘のありましたように、旧センターの敷地は約3ヘクタールと広大でありまして、また庁舎をそのまま残している状態で、このまま長期間、遊休財産として放置しておくことは適当ではないと考えております。

そこで、昨年6月以降、敷地内には徳島市の水路であるとか、市道の境界等がはっきりとしていなかったことから、徳島市と協議を進めてまいりました。そして、本年2月に水路、市道とも徳島市へ譲渡することで合意を得まして、本年7月から8月にかけて、譲渡の分筆等の測量を実施しました。そして、この9月末に所有権の移転が完了したところでもあります。ちなみに、水路は約100平方メートル、市道は約2平方メートルということになります。これで、土地の整理が全て完了したということになります。

中山委員

県警察としては、利用予定はないと書いてありますけれども、全くないのでしょうか。

高橋拠点整備課長

現時点において、県警察が利用する予定はありません。

中山委員

国や県、市に活用策の有無を照会して、利用計画がなければ民間に売却するという記事になっておりますけれども、この手続というのはどうなっているのでしょうか。

高橋拠点整備課長

今、委員から御指摘がありましたように、公共の財産ですから慎重に手続を進めなければならない。その中で、まず県の各部局でありますとか、国、市町村といった自治体にお声かけをしまして、これがなければ売却手続を決めるということになります。具体的な手続につきましては、県の各部局で構成している公有財産最適化推進会議というのがございまして、これで売却等々の審議をいただき、その後、売却という形で決まれば、不動産鑑定士による鑑定を行って最低制限価格を設定した上で、競売にかけるということになります。

中山委員

大体予測されている売却金額等は、試算はされているのでしょうか。

高橋拠点整備課長

現実に売却する際には、先ほど申しました不動産鑑定士による鑑定により、売却の価格を決定します。現在、その鑑定は行ってはおりませんが、国税庁が毎年発表している路線価により試算しますと、土地の価格はおおむね5億2,000万円程度になります。

中山委員

5億円余ってというと、財政難の徳島県にとっても非常に有効なお金になると思います。是非、県警察だけではなく、今おっしゃったように全県一丸となって、少々割いても売っていくべきだと思います。なかなか大きな土地というのは、今これだけ人口減少社会に突入している中で、価格が上がることは少ないんじゃないかなと思います。特に大原町は私の近所ですけれども、入り口が狭いですし、あの周辺の都市計画ももっと見直していかなくてはいけないのかなと。これは公安委員会は関係ないと思いますけれども、そういう提案をするべきだと思うし、今の既存建物は耐震化ができていないですよ。あれも、売却するのに足かせになっていると思います。だから、一つの提案ですけれども、壊して更地にして民間に売却するという考え方を一つの方法として考えて、一日も早く眠っている土地の処分というのを考えていただきたいと強く要望したいと思います。

それと、ちょうど今日で秋の全国交通安全運動が終わるんですよね。この安全運動期間中の交通事故、死亡事故の発生は今どうなっていますか。

時谷交通企画課長

交通安全運動期間中の交通事故発生状況でございますが、実は今日までですので、その期間の集計はまだしておりません。なお、交通死亡事故につきましては、2人亡くなっております。

中山委員

短期間に2人ということで、その2人は高齢者の方ですか。

時谷交通企画課長

死亡者の年齢ですけれども、1名は44歳、もう1名は75歳の高齢者でございます。

中山委員

前回、事前委員会で長尾委員の方からずっと働きかけをして、やっと免許証を返納した高齢者への割引等が進んでいて、高齢者にとって住みやすい世の中になりつつあるのかなと思った反面、新聞報道では昨年の交通事故が全体で4,372件あり、高齢者ドライバーによる事故はそのうち1,342件、10年前の2005年と比べると、事故全体としては皆さんの御

努力のおかげで3分の1減少しましたがけれども、高齢者ドライバーによる事故は横ばいと聞いております。また、昨年の死亡事故の死者数31人のうち、約6割強の人が高齢者だったと聞いております。今回、2人のうち1人は75歳ということで、なかなか高齢者の事故及び死亡事故が減らない現状だと思えます。今、第9次徳島県交通安全計画では30人台後半ということで、これは31人だからもっともっと減少させればいいと思うんですけども、それを目指して鋭意取り組んでいただいておりますが、もし分かれば、昨日現在の今年の死亡事故と高齢者の割合を教えてくださいたいと思えます。

時谷交通企画課長

本年の交通事故による死者数は、昨日現在で18人でございます。この18人のうち、65歳以上の高齢者は10人、全死者に占める割合は55.6%となっております。

中山委員

どのような状況下における事故が多いんでしょうか。運転中とか自転車とか歩行中とか横断中とか。

時谷交通企画課長

お亡くなりになった高齢者10人の事故状況は、時間帯でございますが、0時から3時台1人、7時から9時台3人、16時から18時台3人、19時から21時台3人で、昼間が4人、薄暮を含む夜間6人となっております。

状態別では、歩行中2人、自転車運転中3人、原付を含む二輪車運転中2人、自動車同乗中1人でありました。

また、特徴といたしまして、歩行中又は自転車運転中の5人の事故は全て夜間事故、全て反射材の非着用、ライト点灯なしであったほか、原付以上の二輪車と自動車運転中の4人の事故につきましては、全て過失の大きい第一当事者でございました。

中山委員

本当に、不注意というか夜間ですね。小松島署も含めて、反射材の支給をされているにもかかわらず着けない。実は、今日も夕方4時くらいに地元の南小松島駅前警察署の方と婦人会が啓発活動をして、反射材等を配ると聞いております。

しかし、いろんな反射材とかバンドタイプとかたすきタイプとか、いろいろ知恵を絞って配っていただいているとは思いますが、それだけ配るのに着けてもらえないということで、着用しないことの分析というのは難しいと思われそうですが、県警察としてはどのようにお考えですか。

時谷交通企画課長

以前から、反射材の着用については推進してきているんですけども、着用しない原因

というのは分析できておりません。やはり、講習であるとかキャンペーンに参加する機会の少ない方が着用する率が低いのではないかと思います。

中山委員

十分広報啓発活動をしていただいていると思いますけれども、やはり、その反射材を着けないから夜間にこういう事故が多いんだよということを、それに特化して広報活動を実施していただくようお願いしたいと思います。

それと、6月議会で今年度の徳島スマートドライバーセーフティラリーの開催を聞いたので、申込みは終わっていると思いますが、申込み状況とそのうちの高齢者がどのくらいいるのか教えていただきたい。

時谷交通企画課長

セーフティラリー2015の参加者数及び高齢者の全体に占める割合はどうかという御質問でございますが、本年の申込者数は3,807チーム、1万5,515人であり、うちチーム全体が65歳以上のシルバーチームは591チーム、2,136人と、多くの県民の方が参加していただいております。

全参加者数に占めるシルバーチームの参加者の割合でございますが、13.8%となっております。

中山委員

セーフティラリーは、高齢者枠が設けられていたと思います。今13.8%とお聞きしましたけれども、昨年と比べて全体の参加者数と高齢者の参加者数というのは多くなったのか、少なくなったのか、どうなんでしょうか。

時谷交通企画課長

昨年と比べての増減でございますが、参加者数1万5,000人を目標としておりました。県民の皆様の御理解と御協力が得られまして、これを上回る参加申込みがあったところでございます。参加申込者数を昨年と比較いたしますとマイナス227チーム、マイナス401人、シルバーチームがマイナス100チーム、マイナス399人と減少しております。

中山委員

1万5,000人を目標で1万5,515人という、目標は一応クリアしているみたいなんですけれども、昨年と比べて高齢者チームも減っていると、100チーム約400人減っているとお聞きしました。徳島県警察はじめ各関係機関や団体の様々な交通事故防止施策が功を奏して、劇的に去年は30人を割り込むかなというところまで減って、今年も前年よりも3人少ないペースで推移をしていると聞いております。あらゆる施策、手段を通して、今回の秋の交通安全運動で死亡事故が起きたことは非常に残念なことです、より一層交通安全

に対する意識強化をしていただきまして、是非とも念願の30人を切るように、今後も頑張っていたきたいと要望して終わりたいと思います。

藤田委員

運転免許サブセンターのことについて伺いたいと思いますけれども、先の代表質問で我が会派の丸若議員の方から運転免許サブセンターの設置について質問があり、県警本部長の答弁では、多くの方々から近い場所で自動車運転免許証の即日交付を可能としてほしいという意見を受けて、運転免許サブセンターの設置について内部検討を始めたという答弁があったわけでありましたが、運転免許センターについては、昨年1月に松茂町に移転にして以降、利便性が向上して好評を得ているということでありましたが、県内における免許証の更新手続と更新者の現状について、まずはどのようなになっているのかお伺いをいたします。

薄墨交通部長

県内の免許更新手続と、更新者の現状についての御質問でございます。本県におけます運転免許証の更新手続につきましては、運転免許センターと県下9警察署及び2分庁舎において実施しているところでございます。免許センターにおきましては、更新手続を行ったその日に講習を受講していただきまして、新たな免許証が交付される即日交付という制度をとっております。他方、警察署におきましては、更新手続と別の日に講習を受講していただきまして、その後に新免許証が交付される後日交付システムとなっているところでございます。

更新者数につきましては、去年、平成26年中、県下で約12万3,000の方が免許更新をされておりまして、免許センターでは約7万9,000人、警察署では約4万4,000人、免許センターでの更新者数は約65%となっているところでございます。本年8月末では、県下で約8万8,000の方が免許講習をされておりまして、免許センターで約5万7,000人、警察署で約3万1,000人と、昨年同様、免許センターでの講習者が約65%となっているところでございます。

藤田委員

免許センターでの即日交付ということで、その利便性が非常に良いということで県民の多くの方、更新者の65%以上の方が今年度もそこで更新をされているということなんですけれども、一部の府県警察では、既に免許証のサブセンターを設置しているということでありまして、このサブセンターのイメージとしては、試験コースを備えている松茂町の運転免許センターを小規模にしたようなもの、これをイメージしているというか、想像するわけでありまして、サブセンターとは実際にどういう施設なのか教えていただきたいと思っております。

薄墨交通部長

他県で運用されているサブセンターの例を見ましたら、運転免許センター以外の警察施設を活用して更新手続や講習を行いまして、即日交付といったものが可能となる機能を持つものということでございます。

藤田委員

今、後日交付を行っているところを即日交付にするというイメージなんですか。県民の皆様方にとって、自宅から非常に近いところで運転免許サブセンターができて、そこで即日交付が行われるというのは非常に有り難い話なんですけれども、そのイメージと同時にどの地域に設置するのか、その場合、新しい施設を整備するのかどうかお伺いをいたします。

増田警務部長

サブセンターの位置と庁舎整備についての御質問でございますけれども、サブセンターの設置時期やその位置につきましては、現時点では未定ではございますけれども、本県の地勢や道路事情、そういったものから県中央部、西部、南部の3地域に分けられるものではないかと想定しているところでございます。

藤田委員

新しい庁舎というのは、整備はしないのですか。

増田警務部長

今、3地域について想定しているというお話をさせていただきました。また、その設置時期や位置については未定でございます。そうは言いつつも、これは内部検討を始めている次第でございます。今の県内の運転免許者数を平均しますと、去年は約12万3,000人というお話がありましたけれども、年平均ですと12万人から13万人でございます。そのうち県中央部は約7万人で、西部が約3万5,000人、南部が2万5,000人といった割合になる。そういったところを勘案しながら、サブセンターの位置を検討したり、逆にサブセンターに持たせる機能等についても検討してまいりたいと考えている中で、サブセンターを実現するためにどうするかという庁舎のことでございますが、可能な限り財政負担をかけない方法を選択する必要があると思っているところでございまして、警察庁舎や市町村等の行政庁舎の活用など既存ストックの有効活用も視野に入れて、検討してまいりたいと考えている次第でございます。

藤田委員

未利用財産というか、そういう施設を活用していくとのことですが、1点だけ、サブセンターの機能において、この部分だけは置かなければいけないとか、そういうふうな規制

はありますか。

薄墨交通部長

サブセンターの機能で一番重要なのが住民から要望の強い即日交付ですので、それを基本にいろんな運営等について、これから検討してまいりたいと考えております。

藤田委員

これから検討していくということですが、県警察において警察施設の再編、組織体制の強化、また、再編計画の非常に大事な部分ではないかと思うんですけど、先の6月定例会の付託委員会におきましても、再編計画をスピード感を持って取り組むという答弁がありましたし、このサブセンターの設置についてもその一環であると思われませんが、その内部検討というのをいつまでにまとめて、具体化させるのはいつごろからなのかお伺いをいたします。

増田警務部長

サブセンターの設置に向けた今後の見通しという御質問でございますけれども、これにつきましては、先の本会議において警察本部長が答弁したとおり、県警察においては、今年度末にも新たな管轄区域の見直しと組織体制の再編計画の大綱方針を定め、その後具体的な計画を策定する予定でございます。この再編計画というのは、県下最大の警察署である徳島東警察署の整備に合わせ、徳島市及びその周辺地域を中心に、管轄区域や組織体制を見直すこととしているものでございます。このサブセンター構想につきましても、こうした組織改編を検討する中で、センターに持たせる機能やそれに要する経費や人員といったものをパッケージで検討するものだと認識しておる次第でございます。

したがいまして、現時点において、その設置の時期等を明らかにすることはできないものの、再編計画の進捗状況に合わせて、節目節目でこの委員会でもお示ししていきたいと考えております。

藤田委員

これから、県警察においては徳島東署の移転とか非常に大きな事業があると思いますが、このサブセンターについても、やはり県民のニーズというのは非常に高いと思いますので、早期に計画を取りまとめて、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。要望して終わります。

長尾委員

まず、先日、アスティとくしまで開かれた四国の警察音楽隊の演奏会に私も参加をさせていただいて、本部長の御挨拶や知事の御挨拶も伺った後、各4県の演奏をお聴きいたしました。ふだん仕事をしながら練習をして、その成果を発表するという点において、県

民と警察を音楽で結ぶ役割というのを、改めて私も感動したところでございます。徳島県の振り込め詐欺の寸劇もやっておりましたが、大変すばらしい内容であったのではないかとこのことを申し上げて、感謝の意を表したいと思えます。

それで、今月は県下各地で交通安全運動もあったんでしようが、敬老会もありまして、御承知のとおり80歳以上は全国で1,000万人を超えるという、大変超高齢化社会に日本は入っていく中で、徳島県も高齢化先進県ということでございます。そういう中で、今は特に認知症高齢者の問題が大変大きいわけでございまして、これは県下各組織、社会全体で取り組まなくてはいけない問題だということでございます。県警察として、この高齢者の認知症の方々の徘徊、対応といった点について、まず、現時点でどういう取組をしているのか、簡単に説明をしてください。

岡崎警務課長

県警察における高齢者対策でございますが、県警察では昨年9月に徳島県警察高齢社会安全安心総合対策推進プログラムを策定し、高齢者が安全で安心して暮らせる社会づくりに向けた各種施策を推進しているところでございます。

本年4月には、警察本部の関係課に高齢者対策係を設置し体制を整えたほか、認知症サポーター養成講座、キャラバンメイト養成研修の受講などの認知症を学び地域で支えるための高齢者の対策を進めているところでございます。

長尾委員

それで、徳島県は認知症のサポーターが全国最下位ということから、県民の皆様によくサポーターを呼びかけている。もちろん高校生にも呼びかけるというような対応を今とっているわけでありましたが、県警察として現在、認知症の研修を受けた方は何名なのか、それを今後どこまで持っていくつもりなのか、お聞きしたい。

岡崎警務課長

委員御指摘のとおり、認知症対策は重要でございまして、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症高齢者等の保護活動などを適切に対応するために、これまで警察本部、警察学校及び警察署において、認知症サポーター養成講座を10回開催しております。これまでに講習を受講した職員は446名でございまして、更に認知症フォローアップ研修会、キャラバンメイト養成講座の研修会にも職員が20名参加し、うち17名がキャラバンメイトとしての資格を取得して活動しているところでございます。

長尾委員

だから今、県警察は何名中何名か言ってくれますか。

岡崎警務課長

県警察においては、警察官、警察職員合わせて約1,800名おりますが、そのうち446名が受講しておるところでございます。

長尾委員

1,800名のうち446名が受講したということですが、今後、県警察としては全員がオレンジリングを付けるような取組をすべきだと思いますが、全員が受けるという計画をやるおつもりはありますか。

岡崎警務課長

先ほども申しましたとおり、警察活動において、認知症に対する正しい知識というのは重要だと思っております。今後とも、認知症のサポーター講習会を多くの職員に学ばせ、できる限りの職員が受講できるように努めてまいりたいと思っております。

長尾委員

いや、だからできる限りじゃなくて、要は全員をやるつもりがあるのかどうかを聞いているんです。

岡崎警務課長

可能な限り、全員が受講できるように努力していきたいと思っております。

長尾委員

何回も質問させないでください。要は、全警察で本来はやるべきだと私は言っているんだけど、それに対しては部長どうなんですか。

増田警務部長

今、警務課長が申しましたように、できる限りというのは、機会は当然設けます。ただ、警察事象というのは、いつ何時起きるか分からないというところで、できる限りと申し上げたところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

長尾委員

要は、計画を立てて、どこまで持っていこうということは考えてないんですか。

増田警務部長

先ほど申しましたとおり、当然、認知症対策というのは、今後の日本社会において非常に大切なことでございますので、これに対する知識というものを当然持つべきだと思っておりますし、正にできるだけ多くの職員、全職員が理想でございますので、それに向けて警察の方も警察行政としてしっかりとやっていきたいと考えております。

長尾委員

今、県下でここ5年か10年、各署で認知症高齢者の徘徊、そういった人の安全確保、確保した人数というのは、ここ10年間くらいはどういう経過になっていますか。

近藤生活安全企画課長

今現在、手持ち資料では、平成26年と平成27年の資料でございますけれども、平成26年の認知症に起因する行方不明者の届出というのは109名ございます。そのうち、警察活動等により発見したものは57名、自ら帰宅又は家族等の発見によって確保されたものが45名などございまして、残念ながら4名の方が亡くなっているという状況でございます。今年7月末現在での認知症に係る行方不明者の届出は49名で、警察活動により28名、さらには自ら帰宅若しくは家族等の発見によるものが21名であり、49名全ての方が無事帰ってきているという状況でございます。

認知症に起因する行方不明者の届出を受理した場合には、自救能力が低下しているという特性を踏まえまして、届出人から立ち回り先や徘徊するおそれの場所、受傷の可否、通称名の有無等を聴取して、広範囲にわたり発見活動に努めているところでございます。

また、平成26年8月には徳島県認知症高齢者見守りセンターが設置されておりまして、そちらとも連携しながら、届出人の同意を得ましたら、市町村を通じて情報提供をしている状況でございます。

長尾委員

警察も頑張っているわけでありますから、そのことが県民に分かるようにしなければいけないと思います。しかし、昨日、県警察のホームページを見たら、「子ども・女性の安全」というのは書いてあるけれども、認知症というのはどこにも出てこない。本来は「子ども・女性・認知症高齢者」というものを入れて、認知症高齢者に対して警察はこういうふうに取り組んでいる、認知症の研修会をこういうふうに行っていると、そういうのをPRすべきだと思うんですよ。また、県警察のホームページを見たら、こういうことで警察は連携を持ってやっているとか、残念ながらそういうことがホームページにはない。

だから、認知症対策が大事だと言いながら、その姿勢がホームページには表れていないと言わざるを得ない。今答弁のあったようなことも含めて、是非、ホームページに反映させるべきだと思いますが、どうでしょうか。

石川警務部理事官

ただいま、委員から非常に貴重な提案をいただきました。早速帰りまして検討を重ね、そのような取組についてホームページでPRするように提案していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

長尾委員

何日後に出るか楽しみにしておりますが、いずれにしても県下1,800名の警察官の方々の、本県の高齢化社会における役割というのは、大変大きなものがあると思います。残念ながら、お亡くなりになる方もいるわけですので、早期発見ということが大事だし、各署や各機関との連携、こういったものを日常的にしっかりとできるようにしておくことが、それこそ救える命を救うということになると思いますし、悲惨なことにならないように、是非頑張ってやっていただきたいと思います。私も、地元の認知症施設の連絡協議会会長を仰せつかっているんですけども、そういう認知症高齢者の問題というのを聞くにつけ、社会全体でやっていかなければならない、特に警察官の関わる役割は非常に大きいということで、その施設にも交番の警察官が初めて最近来られたようでありましてけれども、施設の方は警察官が来るとびっくりするわけで、びっくりされないような形で、今後ともに手を取りあって対応をしていくんだという姿勢を、警察としても県民に示してもらいたい。このことを要望して、終わりたいと思います。

達田委員

先日、本会議でもお尋ねをし、先ほども御報告がありましたハラスメントの防止について、お尋ねをしたいと思います。再発をどうやって防止していくのかというのが、今一番の課題になっていると思うんですね。いろんなセクシャルハラスメント、パワーハラスメントとかありますけれども、やっぱり上位の方が地位を利用して行われるということが非常に多いということで、幹部職員の皆様に対するいろんな研修がまず必要ではないかと私は思うんです。研修をしているとおっしゃいますけれども、どういうところで、誰に対して、誰が行っているんでしょうか。

増田警務部長

幹部職員への教養の実施者ということの御質問でございます。県警察におきまして、ハラスメント対策推進体制を確立しております。その中で、警務部長を総括責任者、警務課長を対策推進責任者、そして警察署長をはじめとする全ての所属長を対策責任者と定めて、ハラスメントの防止及び排除のための取組を進めているところです。総括責任者である私、対策推進責任者である警務課長については、警察本部及び各警察署の幹部職員に対するハラスメント防止及び排除のための教養を実施しているところであります。また、幹部というのは巡査部長以上でございますので、警察署にも多くの幹部がいるわけでございます。そういった意味で対策責任者である警察署長、これについては、自所属の幹部職員をはじめとする全ての部下職員に対して、指導教養を実施しているのが現状でございます。

達田委員

徳島県警察におきましてもハラスメントをなくさなければいけないということで、平成25年3月25日に徳島県警察におけるハラスメントの防止等に関する訓令というのを出され

ております。その中で、セクシャルハラスメントであるとかパワーハラスメントであるとか、そういうものがない職場にしていきたいと思いますということで、いろいろと言われているんですけども、ここに職員等の責務というのがございます。第2章に、職員の責務と監督者の責務というのを書いてあるんです。職員の責務につきましては、ハラスメントに関する認識を深めるとともに、ハラスメントをしないように注意しなければならない。これについては2条、3条とずっとありますけれども、職員についてはそういうふうに書かれているんですが、監督者の責任ということで、監督する地位にある者は自らハラスメントに関する認識の醸成に努めるとともに、日常の執務を通じた指導教養により、ハラスメントに関して監督する職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせることなど、5項目書かれているんですけども、自らがハラスメントを行った場合にどうするのかというようなことはどこにも書いてありません。あくまでも、指導監督する立場のことだけが書かれているんですよ。これでいいのかなと私は思うんですけども、こういう職場にハラスメントが生じていないか、又は生じるおそれがないか監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにする。これは、いつも見張っている立場なんですよ。今回、見張る立場の方が起こしてしまったということで、私はこの監督者の責務というところをもう一回見直さないといけないのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

増田警務部長

監督者の責務のところ、（1）自らハラスメントに関する認識の醸成に努めるとあり、正にここで読んでいるところでありまして、また、先ほど推進体制の中で対策責任者の話をしましたけれども、その中で次長等を対策副責任者としております。そういったものも、当然、署全体を見ていく中で上下関係だけではなくて、正にそういったハラスメントというのは社会の中で許されない、組織の中で許されないということでございますので、それについて、幹部であっても組織の中で把握するというのをやっておりますし、先ほど申しましたように、総括責任者として県警本部の私になっているという中で、私がやればもちろん問題ですけども、そういうことを除いて、基本的には全警察署長を含めて、私の監督下で見られるというふうに考えております。

達田委員

いろんな場で、ハラスメント防止のためのお話もされる機会もあるかと思うんですけども、やはり、ここは部内だけで研修なりをするというのではなくて、やはり女性の人権、あるいは男女問わず職員全体の人権ということについてしっかりと、研究なり活動なりされている専門職の方に外部から来ていただいて、研修をするということも非常に有効かと思いますが、そういうことはされているんでしょうか。

増田警務部長

部外講師による講習等についての御質問でございますけれども、部外講師による講演等につきましては、これまで例を挙げますと、徳島大学の非常勤講師や徳島県自治研修センターの教授、徳島県立人権教育啓発推進センター「あいぼーと徳島」講師等を招きまして、相談時の対応やハラスメント防止のための講習会等を実施しておりまして、今後とも議員御質問のように女性問題とか人権、こういったものに詳しい部外講師を積極的に招へいして、研修等において取り入れ、ハラスメントに対する意識を深める対策というものを講じてまいりたいと考えている次第でございます。

達田委員

それと、ここで書かれております監督する責任のある方、監督者というのは警察の中でどれだけいらっしゃるのでしょうか。

増田警務部長

訓令における監督者が何人いるかという御質問でございますけれども、訓令に規定するこの監督者とは、職務を監督する地位にある者と規定しております。これは、徳島県警察処務規定に規定する職務上監督の地位にある者と考えておりまして、基本的には、部下を指導監督する巡査部長及びその同等職以上の幹部を示しております。具体的には、条例定員で言いますと1,542人が警察官でございますが、そのうち巡査が452人ということでございますので、それ以外は全て監督者に含まれるということになります。また、一般職は299人が定員でございますので、そのうち巡査相当職が81人ですので、200名以上が監督者ということですので、そして、監督者の中でも上下がありますので、上位の者が監督というように、段階的に全ての階層で見ていくということになります。

達田委員

こうしたことが起きてしまった場合に、被害を受けた方がどこに相談していいのかわからない、誰に言ってもいいのかわからないという状態でずっと我慢するということがあってはならないと思うんですね。本当に、相談しやすい職場環境であったかどうかということが問われていると思うんですけれども、そういう監督者の方がたくさんいらっしゃるけれども、なぜ相談できなかったんだろうかと思ってしまいうんですよね。それで、今の省庁どこを見ましても、県もそうですけれども、ハラスメントに関してこういうふうにしましょうというのが書かれたものがございます。それを見ますと、例えば被害者が女性なら女性、被害者が男性なら男性の相談者に、同性の相談者に相談できる環境があるかということが、まず言われております。それでは、警察の場合はどうなんでしょうか。

増田警務部長

相談しやすい環境整備の中で、いわゆる女性の相談員が今どれくらいいるかという御質問であると思っておりますけれども、現在、警察本部及び各警察署ではハラスメント相談員を毎

年選考しております。このハラスメント相談員は、現在、平成27年度につきましては103名おりました、うち女性は46名おります。ほかに24時間態勢で、いつでも相談できるような体制をとっておりますハラスメントホットライン担当者を3名指定しているんですけども、うち2名については女性にしている現状でございます。

達田委員

そうしますと今回の場合、被害を受けた方は、女性に相談したんですか。

増田警務部長

個々の事案になりますので、この点につきましては御了承いただければと思います。

達田委員

そうしましたら、女性なら女性、男性なら男性と相談しやすい場所である。そして、そういうことが起きた場合に、どこに言ったらいいんだとすぐ分かるような、そういう職場であっていただきたいと思います。加害者が直接の上司であれば、なかなか言いにくいと思いますし、我慢するということになってしまいますので、そういうことがないようにしていただきたいと思います。それで、やっぱり働きやすい職場をつくるというのは、能力を生かして仕事の能率を上げていけるかということにも関わってきますので、本当に大事なことだと思います。この訓令ができましたとき、どういう状況であったのかと思うんですけども、平成26年の2月7日に、訓令の制定についてという文書がまた出ております。

この中で、近年、職務上の地位等の優位性を背景としたパワーハラスメントやいじめ、嫌がらせなどが勤務環境を悪化させる要因となっており、その防止が課題となっていること、また、セクシャルハラスメントについては、パワーハラスメントの問題と不可分であることから、ハラスメント全般の防止を図り、職員がその能力を十分に発揮できる良好な勤務環境を確保するために、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものであるという、わざわざこういう文書を作って、制定についてという文書を出しているんですね。ということは、1回こういう訓令を出したんですけども、また、制定について翌年の2月に出したという、その背景にはここに書かれているように、やはり職場内にそういうことが何かあったんじゃないかと思うんです。パワハラ、いじめ、嫌がらせ、こういうことが書かれていますけれども、それはどういう状況であったんでしょうか。

増田警務部長

個々にあったということよりも、正にハラスメントに関して社会の動きというものが急激に変わってきているという状況の中で、セクシャルハラスメントだけではなくて、パワハラと呼ばれるものも非常に多く認められるようになった。そういった社会情勢の下で、警察も更にしっかりと意識を持たなくてはならないという趣旨と考えていただければ

と思います。

達田委員

ということは、ここに書かれているようなことは一つもなかった。なかったけれども制定したということでしょうか。

増田警務部長

個々の事案というお話は、ここでは控えさせていただきますけれども、相談というのは過去になかったわけではございません。そういった意味では、相談については、現状ではより相談しやすい環境を整備するということで努力しているわけでございまして、その当時について、手元に資料はございませんけれども、今申しましたとおり、適切に進めていたと認識しております。

達田委員

個々については、ここではお聞きはいたしませんけれども、やはり職場環境を悪化させるようなことがあったということで、この訓令の制定についてという文書が更に出されたのではないかと思うんですけれども、もし、予防的な措置として出されたのであれば、それはそれでしっかり守って行っていただきたいと思います。

やっぱり、二度と再発をしないためには、重い処分というのも必要だと思うんですね。当該幹部職員の方は、停職6か月の懲戒処分を受けたということなんですけれども、セクハラそのものが重大な人権侵害であるということから見ますと、やっぱりこれはどうなのかなと思うんですけれども、セクハラは加害者に対して、処分というのはどういうふうな段階があるんでしょうか。

久次米首席監察官

まず、処分につきましては、懲戒処分と監督上の措置というものがございます。

一般的な処分についてでよろしいでしょうか。

（「人権侵害についてです」という者あり）

人権侵害ですか。

岸本委員長

小休します。（11時34分）

岸本委員長

再開します。（11時34分）

久次米首席監察官

人権侵害ということですが、その中でその個々の行為によりまして、懲戒処分を決定することにしております。それで、いわゆる人権侵害を含めた非違事案に対する処分としては、地方公務員法に規定されております任命権者による懲戒処分がございまして、その懲戒処分は、重いものから免職、停職、減給及び戒告がございまして、それで、懲戒処分に至らない行為、規律違反については、内部処分として監督上の措置と申しますが、訓戒及び注意措置というものがございまして、個々の内容に応じて、処分を決定するというところでございます。

達田委員

こうしたハラスメントに対する認識というのが非常に甘い状態ですと、行為者も次々と出てくると。また、処分も非常に軽い処分で済ましてしまうと、多分なくなっていくわけですね。私がここでお願いしておきたいのは、やっぱり処分は本当に厳しくしていただいて、そして二度と起きないように、こんなことをしたらこういうことになるよということで、取り組んでいただきたいというのが一つと、それともう1点は、職場でなぜそういうことが起きるんだということで、全職員に対する意識調査をしていただきたいと思うんです。これは、総務省とか人事院とかいろいろ見ましても、再発防止策として意識調査というのは大変大切だということで、それぞれの職場で行うようにということが言われております。是非、県警察におきましても、なぜこういうことが起きたのかというのを、職員の意識調査によってしっかり把握していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

久次米首席監察官

委員から御質問がありました、1問目のハラスメントの処分が軽いのではないかと、もっと強化すべきではないかという御質問に対してお答えをします。まず、懲戒処分でございますが、これは警察庁が示しております懲戒処分の指針を参考にした上で、個別具体的な事案に鑑みまして、行為の動機でありますとか、態様、結果、それからその職員の職責の内容、また、職員の当該行為の前後における態度、同職員の過去の規律違反行為の状況、その行為の相手方の処罰感情の有無等々を総合的に考慮しまして、具体的な量刑を決定しているところでございます。

それで、委員御指摘のありましたハラスメントなんですけど、これは非常に幅の広い概念でございまして、行為者の立場でありますとか、被害者との関係性、行為の内容や期間等で、事案ごとにその対応や悪質性が異なるものでございまして、処分の内容、いわゆる処分の種類、これも幅がありまして、事案によっては最も重い免職処分、これも有り得るというふうに認識をしております。したがって、例えばこのハラスメントについて処分を一律に強化するというをしなくても、事案ごとに総合的な判断を適正に行いまして、個別具体的に適正に対処していくということで対応が可能かというふうに認識しております。ただ、委員御指摘のとおり、処分がハラスメント事案を抑止する効果を持つ一面

というのもございますので、個々の事案に応じて、適正かつ厳正に対処してまいる所存でございますので、御理解をよろしくお願いします。

増田警務部長

2点目の意識調査という御質問につきましてですが、この事案を受けて、県警察としても早期に把握できなかったということの反省に立ちまして、いわゆる被害者職員に申告をためらわせた要因の分析というものを当然行うとともに、その対応の改善に努めていきたいと考えております。その中で、女性職員を対象としたアンケート調査、こういったものを実施しようと、今検討を進めている次第でございます。このほかにも、女性職員からの意見を直接聞く機会、こういったものも設けていこうと考えている次第でございます。意識調査を含め、いろいろとやった結果をしっかりと今後の対策に反映して、より効果的な心に響く教養というものを実施してまいる所存でございます。

達田委員

どの職場であれ、お互いに職員同士が信頼し合える、そして尊敬し合える、そういった関係が築かれて、職務がきちんと遂行していけるという職場であってほしいと願っているんです。やっぱり人権問題ですので、こんなことをしたらセクハラになりますよとか、こんなこと言うとセクハラになりますよという対処だけではなく、心の中から人を信頼できるような人権意識というのを醸成していただける、そういう職場であってほしいということをお願いしたいと思います。

岸本委員長

大原町の運転免許センターの跡地、それから運転免許サブセンターということで話題が出ましたので、少しそれに触れたいと思います。今、現在、松茂町の方を利用しているのが大体65%ということだったんですけれども、大原町の方は何%くらい免許を書き換えていたんですか。

眞貝副委員長

小休します。（11時41分）

眞貝副委員長

再開します。（11時41分）

薄墨交通部長

平成25年の更新状況の資料ですが、46.3%でございます。

岸本委員長

50%未満しか更新していないということによろしいんですね。そうしたら、利便性が上がったと。と申しますのは、松茂町の方に移転するとき、利便性が上がるということで委員会でもかなり議論されて、それがまだ新しいといったときに、すぐサブセンターを検討するというのはどんな考えなのかなど。住民の方の利便性をより高めるといふことであるなら、その時点で合わせて県内のことを図るということをしないと、移転したばかりでまた新たな拠点を整備していくということについては、ちょっと違和感を感じるんですよ。利便性ということで、46%から65%まで来ていただけるようになって、更に中央部、南部、西部でもできますよというふうにする理由がよく分からない。更に利便性を上げたいということであるなら、当初からその計画で話をしてこないで、過去の委員会でバスもないし、そっちに移って大丈夫かということで、皆さんの先輩方のときにそういう議論がなされて、何とか大丈夫ですと言ったところなので、計画を読み込むというのは難しいでしょうけれど、もっともっと計画を立てて運営していただきたいと思います。跡地の件もそうです。これも何度か質問に出ています、なかなかまとまっていけないというふうに思いますので、早急に対処していただきたいと思います。

それでは違う部分ですけど、これも拠点ということで、駐在所についてお尋ねしたいと思います。駐在所が県下全体でどのくらいあるか、これをまずお尋ねします。

近藤生活安全企画課長

現在、県内には105か所の駐在所がございます。なお、そのうち6か所の駐在所は複数員、2名が勤務する状態となっております。

岸本委員長

駐在所というのは御家族の方も住まれるということもありますので、設備がどんな設備になっているのか、給湯設備や水洗トイレ、そうしたものがどういうふうに整備されているのか、平均的な間取りについてお尋ねしたいと思います。あわせて、老朽化が進んでいると思われる施設も数多くあると聞いておるんですけども、建て替えが必要な駐在所は何か所あって、そして年間どのくらい建て替えを今進めているのかお尋ねをいたします。

高橋拠点整備課長

先ほど、委員長から御指摘がありました駐在所の施設は勤務員のみならず、その御家族も住まれるということでありまして、現在新たに整備している施設は事務所を含め90平方メートルであり、その中には居室部分は台所、風呂、トイレ、6畳間、そのようなものを整備しております。給湯やトイレ等の各種の設備につきましては、最新のものを整備しています。また、既にある施設につきましても、事務所部分をはじめ、風呂や台所、フローリングや畳などの居住部分につきましても、勤務員や家族の御意見、御要望を警察署の会計課長等により調査をし、可能な限り修繕を行っているところであります。

そして、どのような形で整備しているのかということでありまして、駐在所施設の建て

替えは、おおむね年間2か所程度でありまして、年によって異なりますけれども整備しているところでもあります。整備する方針といたしますのは、おおむね30年間を超えたもの、老朽狭あい化が著しいもの、これを原則としておりますが、これも画一的なものではなく、その環境が海に近い山に近いなどによって、老朽具合も変わってまいります。また、道路が通ったであるとかといったことを考えて、優先順位を設けて整備をしている状況であります。

岸本委員長

それでは、105か所のうち30年を超えるものが何軒、40年を超えるものが何軒あるのかを教えてくださいませんか。

高橋拠点整備課長

現時点におきまして、建築後30年を超えた施設は105か所中42か所、40年を超えるのは22か所です。

岸本委員長

40年を超える22か所、40年を超えるとといえば昭和50年前後ですね。かなり古い建物になると思いますけれども、40年を超える22か所を年間2軒整備していったら11年かかると。そうしたら、30年以上の42か所からまた20軒40年を超えるというふうに出てきていると。

2か所ペースでは遅いと思いますが、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

高橋拠点整備課長

御指摘のとおり、年間2か所程度でありますから、このままのペースでいくと、更に老朽化が進んでまいるという認識であります。昨年度策定した徳島県公共施設等総合管理計画というのがございまして、これは交番、駐在所のみならず、警察施設全般でありまして、これをどうしていくかということでもありますけれども、この計画には施設の長寿命化であるとか、在り方の抜本的見直しを盛り込んでおりまして、警察署を含めまして駐在所等、また宿舎も新たな観点から整備を進めていく方法があると考えております。

そこで、駐在所につきましては、施設の老朽状況であるとか周辺の治安情勢などを勘案しまして、今後リフォームであるとか、また民間資金を活用したPFI整備の方法、また自治体や民間施設への設置などの新たな視点で整備を進めまして、老朽施設の解消に努めたいと考えております。

岸本委員長

お金を工面するのが大変だということであるなら、警察組織というのは非常に大事な組織で、皆さんも現場の経験があるんでしょうけれども、現場で働いている方々の居住空間がどうしようもないということになりますと、非常に大変だと思いますので、知事部局の

方に我々も一生懸命要望をしていこうとは思いますが、やはり先ほどありましたサブセンター、これは運転免許センターが松茂町の方へ移って、利用が45%から65%まで増えてきていて、それを更に利便性を図ってあげるといこともいいんでしょうけど、こういった駐在所を改善していく方へ使う。それは、過疎化がどんどん進んでますので、ひょっとすれば駐在所の統廃合等ということもあるのかも分かりませんが、どちらにどう限られた資金を使っていくのかということ、徳島東署の件もありますし、吉野川署、阿波署もまだ懸案事項としてあります。限られた資金をどうやって使うという中に、駐在所も皆さん方からして本当に大事だと思ってると思うんですが、現場の皆さんの士気を上げるためにも、早くどのように拠点を整備していくということをまとめていただきたい。年度末を目標にというお話でありましたけれども、1日も早く、年内にでもまとめていただかないと、来年の予算取りに対してまた1年遅れるという結果になりかねませんので、強く要望して終わりたいと思います。

岸本委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時53分）